

平成 30 年 4 月 24 日  
記者発表資料

# 成長分野の製品開発プロジェクトを募集します！

## ～成長ベンチャー開発費補助金～

県では、今後も高い成長が期待されるライフサイエンス・エネルギー・IT分野の事業化に取り組むベンチャーの成長を促進するため、ベンチャーによる当該分野の製品開発のプロジェクトを募集します。

### 1 補助事業の概要

- 補助額：100万円を下限とし、150万円を上限とする。
- 補助率：1/3
- 採択件数：7件程度
- 対象分野：
  - ①ライフサイエンス分野（バイオ関連、医療機器等）
  - ②エネルギー分野（創エネルギー、省エネルギー、蓄エネルギー等）
  - ③IT分野（ソフトウェア、AI、IoT、ICT関連等）
- 補助事業の期間：交付決定日から平成31年3月15日（金曜日）まで

### 2 主な応募要件

- ・神奈川県内に本店を置く、設立後10年以内かつ、資本金3億円以下の法人。
- ・本県又は県が出資している法人から、他の補助金の交付を受ける事業は補助対象としない。
- ・補助年度において製品化を達成し、3年以内に商品化や知財化、大企業との共同開発契約等の成果を見込むものであること。

### 3 補助金の対象経費

別表のとおり

### 4 申請方法

下記提出書類に必要事項を記入の上、持参、郵送又は電子メールにて提出してください。

なお、募集要項及び提出書類様式は県公式サイトからダウンロードできます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/sr4/cnt/f536659/index.html>

- 提出書類
  - ①申請書
  - ②事業計画書
  - ③役員等氏名一覧表
  - ④履歴事項全部証明書(写)
  - ⑤パンフレット等
- 締め切り

平成30年5月28日（月曜日）午後5時15分必着

○提出先

持参、郵送の場合 : 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通 1  
神奈川県 産業労働局 産業部 産業振興課  
新産業振興グループ 勝呂あて

電子メールの場合 : [vb001@pref.kanagawa.jp](mailto:vb001@pref.kanagawa.jp)

(ただし、「①申請書」「②事業計画書」は受付不可)

## 5 審査及び採択

外部有識者で構成される審査会において、申請書面及び申請者によるプレゼンテーションの内容に基づき総合的に審査を行います。

## 6 留意事項

- ・補助金の交付は原則として精算払とします。ただし、遂行状況を確認し知事が必要と認めた場合は、概算払とすることができます。
- ・事業者支援機関から、当該補助金の執行管理や、プロジェクト実施に係る有効なアドバイス等を受ける体制を構築している場合には、審査会において加点します。

## 7 今後のスケジュール

審査会を開催して、6月下旬に交付決定する予定。

## 問合せ先

---

神奈川県産業労働局産業部産業振興課

課長 山崎 電話 045-210-5630(直通)

新産業振興グループ 采女 電話 045-210-5636(直通)

## 主な対象経費の一覧

内 容	
調査費・外注費関係	① 特許及び実用新案の調査費用 ② 市場、マーケット調査費用 ③ 技術評価に要する経費 ④ 原材料及び副資材の購入 ⑤ 工具・器具等の購入（5万円未満（税込み）のものに限る。） ⑥ 機械装置等のリース料（リース契約終了後に所有権が移転するものは購入費とみなし、5万円未満（税込）のものに限る。） ⑦ 外注加工費用 ⑧ 資料購入費（5万円未満（税込み）のものに限る。） 等
旅費・人件費関係	① 旅費、交通費（領収書を発行可能なもので、かつ旅行目的が当該補助事業の目的と合致すると判断できるものに限る。） ② 弁護士、公認会計士、弁理士等専門家への謝金 ③ 管理費（事業者支援機関への管理費。補助事業費総額の10%を上限とする。） ④ 人件費（補助事業費総額の20%を上限とする。ただし、IT分野に限り、40%を上限とする。補助事業に従事した分に限り、補助事業に専属でない場合は、従事時間で按分等して算出した額とする。また、雇用契約書、給与明細・賃金台帳、勤務日報等により、補助事業に従事した部分の金額と勤務内容が確認できるものに限る。なお、法人代表者及び役員（監査役含む）本人または当該者と生計を一にする家族にかかる人件費は対象とならない。）

※ 当該契約の締結に要する費用は対象外。

※ 施設賃借料や総務事務にかかる費用など、会社運営全般にかかる費用は対象外。